

「全国旅行支援」の適用条件のご案内

この度は、阪急交通社の国内旅行をご利用いただき賜り誠にありがとうございます。

「全国旅行支援」のご利用には、コロナウイルスワクチン接種状況または検査結果陰性の確認、本人確認など、適用条件を満たしていることの証明、確認に加えて、全国旅行支援事業の適用を受ける同意書の提出が必要となります。

皆様にはお手数をおかけしますが、適用条件を確認いただき、出発当日に確認が必要となるものをお忘れなくご持参いただきますようご協力をお願い申し上げます。

■全国旅行支援適用条件

次に申し上げる①または②のいずれか、および③から④の条件を満たし、⑤の同意書を提出いただきます。

- ① ワクチン接種回数が3回以上完了していること。
- ② PCR検査結果または、抗原検査結果が陰性であること。
- ③ ツアー出発日当日の受付時（またはホテルチェックイン時）に上記①または②および、本人を確認する書面の提示が可能であること。
- ④ 上記に加え、補助対象となるツアー目的地の都道府県が定める適用条件があった場合、その条件を満たしていること。（ツアー目的地の都道府県が定める適用条件がある場合は、別紙にてご案内いたしますので、ご参照ください。）
- ⑤ 全国旅行支援事業への同意書の提出。

■出発当日の適用条件確認

次に申し上げる①または②のいずれか、および③の本人確認書類の確認をさせていただきます。

上記に加え、ツアー目的地の都道府県が定める適用条件を証明する書類等の提示が必要な場合は合わせて確認いたします。フリープランなど、出発時の受付がないツアーにつきましては、宿泊施設にチェックインする際に確認させていただきます。

①ワクチン接種3回以上であることを証明するもの

次に申し上げる内の何れか1点（原本の他、コピー、写真データの提示でも大丈夫です）。

- 新型コロナウイルス予防接種済証（接種済接種券） ●新型コロナワクチン接種記録書（自治体が発行した記録書）
- ワクチンパスポート（市町村発行の紙製、デジタル庁アプリによる接種証明） ●在日米軍従業員向けの防衛省発行証明書
- 臨床試験参加者向けの厚生労働省発行証明書 ●海外在留邦人等向けの外務省発行証明書

②PCR検査または抗原定量検査による陰性であることを証明するもの

次に申し上げる検体採取期限をみたした内の何れか1点

【検体採取期限】

PCR検査／抗原定量検査：旅行出発日の前日から数えて3日目にあたる日から出発日までの間

抗原定性検査：旅行出発日の前日から出発日までの間

【確認書面】（原本の他、コピー、写真、スマートフォンなどで画面提示でも大丈夫です）

- 検査結果陰性報告 ●検査陰性証明書

※検査結果は、「陰性」ではなく、「低リスク」など、陰性を示す結果の提示でも問題ありません。

※医療機関、検査機関での陰性確認が必要であり、検体検査キットなどによる自己検査は無効です。

（注）12歳未満のお子様は同居する親等の監護者が同伴する場合に限り、検査の必要はございません。

ただし、6歳以上12歳未満のお子様については、都道府県間の移動の自粛要請が発令されている場合は有効な検査による陰性証明が必要となります。

③ご本人であることを証明するもの

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の公的証明書等）

※有効な本人確認書類の種類ならびに12歳未満の子供の取扱いにつきましては、各都道府県の実施要綱をご確認ください。

■全国旅行支援事業への同意書の提出

全国旅行支援事業の適用条件を満たし、適用を受ける意思を確認する同意書を当社に提出いただきます。

同意書は、原則出発当日の受付時に配布いたしますので、添乗員または、受付係員に提出してください。フリープランなど、出発時の受付がないツアーの提出方法につきましては宿泊施設などで同意書をお渡しまたは、送付差し上げる際に別途ご案内いたします。

■適用条件の確認ができなかった場合の取扱い

適用条件をみたしていなかった場合や、証明するものの紛失、持参忘れなどにより、適用条件の確認ができなかった場合は、全国旅行支援の補助を受けることができません。

ご出発に際し、旅行代金の全額をお支払いいただいていることとなり、当社が特別に認めた場合を除き、ツアーにはご参加いただけません。この場合、お客様のご都合による取消として取消料を收受いたします。

旅行を安心してお楽しみいただくための当社の取り組み

阪急交通社は、お客様と従業員、各地域の皆様の健康と安全を第一に考え、お客様に安心して旅行をお楽しみいただけるよう安全と感染防止の対策を徹底します。政府は、これまでの感染拡大によるクラスター分析で得られた知見から、「感染リスクが高まる 5 つの場面」を提言し、国民に向けてポイントをおさえた対策への協力を要請すると共に、新しい旅のエチケットを推奨し、行動制限の緩和を提唱しております。阪急交通社は、旅行実施における「感染リスクが高まる場面」を想定し、無症状の感染者がツアーに参加される可能性も想定し、当面の間、感染防止のために以下の対策を徹底します。安心して旅行をお楽しみいただけるよう取り組む所存でございますので、お客様におかれましても何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

■ ツアーに参加されるお客様へのお願い

- 添乗員付きツアーでは、出発日集合地、受付時に検温と健康状態の申告にご協力いただきます。
また、宿泊を伴うツアーでは毎日ツアー出発前に検温を実施いたします。
- ご旅行当日の受付時は検温、健康状態の確認、全国旅行支援適用条件の確認のため混みあいます。
検温はお客様全員にお願いしますが、健康状態の確認や証明書類は可能な限り代表者様がまとめてご申告、
ご提示ください。
- 新型コロナ陽性、もしくは濃厚接触者となり、保健、衛生機関等から要請された療養、健康確認期間内に旅行実施
日が含まれる場合は、判明次第、当社までご連絡ください。なお、特別措置として陽性の診断、判定や療養、待機期
間を示す証明書の写しをご提出いただくなど、当社の定める条件、手続きにより、取消料を免除（イベント参加規約対
象商品を除く）させていただく場合がございます。
- 出発当日の検温による 37.5 度以上の発熱や、健康状態の確認によりコロナウイルス感染が疑われる場合は旅行にご参加いただけません。
- 手指消毒は、入場（室）時だけでなく、退場（室）時もていねいに行ってください。
- 食事会場でも食事中以外はマスクを着用し、お酒はほどほどにして大声での会話もお控えください。
- 客室でも同居のご家族以外の方と同室利用の場合は、就寝時以外マスクを着用し、宴会などはお控えください。
- 宿泊施設の内外を問わず不特定多数が利用し、飛沫が拡散するカラオケ施設などの利用はお控えください。
- マスク、うがい薬、除菌シートの感染予防用品はお客様自身でご持参ください。
- 旅行終了後 7 日以内に新型コロナウイルスに感染された場合は、必ず当社までご連絡ください。

詳しくは各都道府県の実施要綱をご確認ください。